

炭酸飲料についての検査方法

制 定 昭和49年8月7日農 林 省告示第759号
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第688号

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3から6までに定めるところによる。
- 3 第1種検査方法
 - (1) 抽出の割合
原料及び製造条件が同一と認められる炭酸飲料の1日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行い、その結果、当該試料の単位体の全てが当該日本農林規格に定める合格の基準に適合するときは、その検査荷口の炭酸飲料を合格に格付する。
- 4 第2種検査方法への移行
3に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の炭酸飲料が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品であって、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによる。
- 5 第2種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が5に定めるところによることとなった炭酸飲料で、その原料及び製造条件が同一と認められるものの30日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に2箱を抽出し、その抽出した箱からそれぞれ1個の容器の炭酸飲料を抽出して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3の(2)に同じ。
- 6 第1種検査方法への移行
5に定めるところにより検査を行った結果、日本農林規格合格に格付されない検査荷口があったときは、その検査荷口に係る工場の製品であって、品種が同一であるものについては、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3に定めるところによる。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年4月1日から施行する。